

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2021-69312

(P2021-69312A)

(43) 公開日 令和3年5月6日(2021.5.6)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
AO1D 63/04 (2006.01)	AO1D 63/04	2B081
AO1D 57/02 (2006.01)	AO1D 57/02	

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2019-197547 (P2019-197547)
 (22) 出願日 令和1年10月30日 (2019.10.30)

(71) 出願人 000000125
 井関農機株式会社
 愛媛県松山市馬木町700番地
 (74) 代理人 100092794
 弁理士 松田 正道
 (74) 代理人 110000899
 特許業務法人新大阪国際特許事務所
 (72) 発明者 喜安 一春
 愛媛県伊予郡砥部町八倉1番地 井関農機
 株式会社 技術部内
 (72) 発明者 北川 智志
 愛媛県伊予郡砥部町八倉1番地 井関農機
 株式会社 技術部内

最終頁に続く

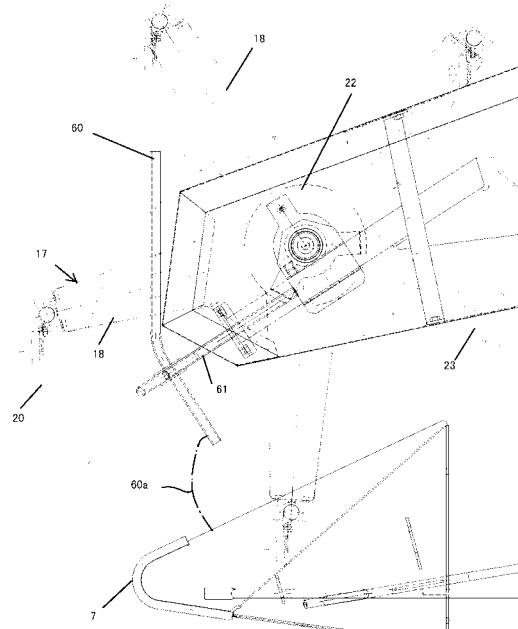
(54) 【発明の名称】 汎用コンバイン

(57) 【要約】

【課題】本発明は、機体の前部に掻込リールを設けた汎用コンバインにおいて、掻込リールに絡む穀稈を少なくして長時間にわたる収穫作業を継続できるようにすることを課題とする。

【解決手段】 機体フレーム(1)の前部に刈取部(4)を設けた汎用コンバインにおいて、前記刈取部(4)の掻込リール(8)側部に、下部の分草体(7)の上方位置から穀稈を機体側方位置へガイドする分草杆(61)を設けたことを特徴とする汎用コンバイン。

【選択図】 図8



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

機体フレーム（１）の前部に刈取部（４）を設けた汎用コンバインにおいて、前記刈取部（４）の掻込リール（８）側部に、下部の分草体（７）の上方位置から穀稈を機体側方位置へガイドする分草杆（６１）を設けたことを特徴とする汎用コンバイン。

【請求項 2】

前記分草体（７）を支持する分草位置表示杆（６０）を、リール取付部材（２２）に連結したことを特徴とする請求項 1 に記載の汎用コンバイン。

【請求項 3】

前記掻込リール（８）の最前部に位置するリールタイン（２０）よりも後側に前記分草杆（６１）を設けたことを特徴とする請求項 1 に記載の汎用コンバイン。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、汎用コンバインの機体前部に設ける掻込リールに関する。

【背景技術】

【0002】

汎用コンバインは、特開 2001-78540 号公報に記載の如く、機体の前部に穀稈の株元を刈り取る刈取装置と穀稈を刈取装置上に掻き込む掻込リールで構成した刈取部を設け、刈取部で刈り取った穀稈を搬送装置で脱穀装置に送り込んで脱穀するようにしている。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開 2001-78540 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

汎用コンバインは、圃場に密集して植生した穀稈群に刈取装置を挿し込んで株元を刈り取りながら収穫作業を進めるが、穀稈を掻き込む掻込リールの側部に穀稈が絡みついて刈取作業を中断しなければならなくなることがある。

30

【0005】

本発明は、機体の前部に掻込リールを設けた汎用コンバインにおいて、掻込リールに絡む穀稈を少なくして長時間にわたる収穫作業を継続できるようにすることを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記本発明の課題は、次の技術手段により解決される。

【0007】

請求項 1 の発明は、機体フレーム 1 の前部に刈取部 4 を設けた汎用コンバインにおいて、刈取部 4 の掻込リール 8 側部に下部の分草体 7 上から穀稈を機体側方へガイドする分草杆 61 を設けたことを特徴とする汎用コンバインとする。

40

【0008】

請求項 2 の発明は、分草杆 61 より後で分草体 7 上に立ち上がる分草位置表示杆 60 を設けたことを特徴とする請求項 1 に記載の汎用コンバインとする。

【0009】

請求項 3 の発明は、掻込リール 8 の最前部に位置するリールタイン 20 よりも後側に分草杆 61 を設けたことを特徴とする請求項 1 に記載の汎用コンバインとする。

【発明の効果】

【0010】

50

請求項 1 の発明で、密集して植生する穀稈を分草する分草体 7 上は穀稈の穂先近くが交差しているが、この穀稈の穂先側が分草杆 6 1 に沿って機体の側方へ誘導されて掻込リール 8 の側部に入り込んで絡むことが無くなり、収穫作業を継続出来る。

【 0 0 1 1 】

請求項 2 の発明で、請求項 1 の効果に加えて、汎用コンバインを操縦する作業者は後上方の操縦席から掻込リール 8 を見ているが、分草体 7 の上方に分草位置表示杆 6 0 が立ち上がっているため、穀稈を分草している刈取位置を把握し易く、操縦が容易になる。

【 0 0 1 2 】

請求項 3 の発明で、請求項 1 の効果に加えて、掻込リール 8 のリールライン 2 0 で掻き寄せられる穀稈が分草杆 6 1 で後側方へ誘導されて掻込リール 8 に絡みつかない。

10

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 3 】

【 図 1 】本発明の実施の形態にかかるコンバインの側面図である。

【 図 2 】同コンバインの掻込リールの移動機構の側面図である。

【 図 3 】同コンバインの掻込リールの移動機構の側面図である。

【 図 4 】同コンバインの掻込リールの移動機構の平面図である。

【 図 5 】同コンバインの掻込リールの移動機構の平面図である。

【 図 6 】同コンバインの平面図である。

【 図 7 】同コンバインの掻込リールの一部拡大平面図である。

【 図 8 】同コンバインの掻込リールの一部拡大側面図である。

20

【 図 9 】同コンバインの刈取部の側面図である。

【 発明を実施するための形態 】

【 0 0 1 4 】

本発明の実施形態を図面により説明すると、1 はコンバインの機体フレーム、2 は機体フレーム 1 の下方に設けたクローラ 1 4 からなる走行装置、3 は機体フレーム 1 の上方に設けた脱穀装置であり、脱穀装置 3 の前側には刈取部 4 を設ける。刈取部 4 は刈取フレーム 5 に分草体 7 を設け、刈取フレーム 5 の上方に該分草体 7 により分草した穀稈を掻込む掻込リール 8 を設け、掻込リール 8 の下方には刈刃 9 を設け、刈刃 9 の後側には刈取った穀稈を集めるオーガ 1 0 を設ける。前記刈取フレーム 5 の後壁には搬送装置 1 1 の始端部を接続し、搬送装置 1 1 の終端は前記脱穀装置 3 の脱穀室（図示省略）に接続する。また、刈取部 4 は前記刈取フレーム 5 または搬送装置 1 1 と前記機体フレーム 1 との間に刈取部上下シリンダ（図示省略）を設けて、上下動自在に構成する。

30

【 0 0 1 5 】

前記搬送装置 1 1 の底板 1 3 は、平面視前記走行装置 2 のクローラ 1 4 の上方に臨み、側面視で底板 1 3 の形状をクローラ 1 4 の外形形状に合わせて上側に凹むように屈曲させた屈曲面 1 5 に形成し、刈取部 4 を下降させたときのクローラ 1 4 との干渉を避けて、刈取部 4 を走行装置 2 に可及的に近付ける。即ち、底板 1 3 の基部側の傾斜に対して先端側の傾斜を急角度にして、刈取部 4 を走行装置 2 に可及的に近付ける。これにより、機体全長が短くなり、小回りが効き、運転しやすく、また、前後バランスが良好となってブレーキを掛けたとき前倒れする現象が減少し、振動が少なくなり、居住性が向上する。

40

【 0 0 1 6 】

しかして、前記掻込リール 8 は、左右方向の横回転中心軸 1 6 の左右両側に一对のリールフレーム 1 7 を固定する。該リールフレーム 1 7 は放射状に突出する複数の腕杆 1 8 の先端部を補強杆 1 9 により連結して多角形状を呈して構成する。前記腕杆 1 8 の先端には、リールライン 2 0 を取付けた左右方向の回転横軸 2 1 を回転自在に軸止する。前記掻込リール 8 の横回転中心軸 1 6 の左右両端は、リール取付部材 2 2 に軸止する。リール取付部材 2 2 は左右一对の取付アーム 2 3 の先側に前後移動自在に取付け、取付アーム 2 3 は刈取フレーム 5 に回転自在に軸止する。

【 0 0 1 7 】

図 7、8 に示す如く、分草体 7 の真上位置で、リール取付部材 2 2 の前側に図 8 の側面

50

視で直線状の分草位置表示杆 60 を取り付け、更にこの分草位置表示杆 60 の先端下部に、側面視および平面視で「く」の字状に屈曲した分草杆 61 を取り付けている。分草杆 61 は最前部のリールタイン 20 よりも後側になる。なお、分草位置表示杆 60 と分草杆 61 は、支持杆 59 によりリール取付部材 22 に支持される。

【0018】

従って、掻込リール 8 の取付アーム 23 と分草杆 61 が前面視で一部重なり、リールタイン 20 で掻き寄せられる穀粒が分草杆 61 で機体側方に誘導されて、取付アーム 23 側に移動しなくなる。

【0019】

分草位置表示杆 60 は、リールフレーム 17 と伝動カバー 62 の外側面との略中間位置で立ち上がっている。なお、この分草位置表示杆 60 の下端を分草体 7 の先端後部に一点鎖線 60a に示すように、側面視で円弧状に連結しても良い。

10

【0020】

前記掻込リール 8 の横回転中心軸 16 の何れか一方側には受動スプロケット 24 を取付け、前記取付アーム 23 の基部には駆動スプロケット 25 を設け、受動スプロケット 24 と駆動スプロケット 25 の間に伝動チェーン 26 を掛け回す。27 は伝動チェーン 26 を緊張させるテンションスプロケットである。前記左右のリール取付部材 22 の夫々にはロッド 28 の先端を取付け、ロッド 28 の基部はクランクアーム 29 の先端に取付ける。

【0021】

クランクアーム 29 は上方に向けて所定高さを有して起立するように基部を左右方向の連結杆 30 に固定し、連結杆 30 は取付アーム 23 に回転のみ自在に軸装する。

20

【0022】

連結杆 30 は左右のクランクアーム 29 の回動中心になると共に、左右のクランクアーム 29 を連動させる。前記クランクアーム 29 のうち前記受動スプロケット 24 を設けた側のクランクアーム 29 には前後位置調節用シリンダ（電動式シリンダ）31 のロッド 32 を取付け、前後位置調節用シリンダ 31 の基部は取付アーム 23 に回動自在に設ける。

【0023】

従って、前後位置調節用シリンダ 31 の伸縮方向をクランクアーム 29 とロッド 28 により変換し、ロッド 28 によりリール取付部材 22 を前後に移動させ、クランクアーム 29 とロッド 28 により掻込リール 8 の移動機構 T を構成している。なお、移動機構 T の構成は任意であり、前後位置調節用シリンダ 31 前記受動スプロケット 24 の有る側に設けた点が重要である。

30

【0024】

また、前記左右の取付アーム 23 のそれぞれには掻込リール 8 の高さ位置調節用の高さ調節用シリンダ 33 のロッドを夫々取付け、高さ調節用シリンダ 33 の基部は前記刈取フレーム 5 の左右両側板 34 に夫々取付ける。

【0025】

図 9 は、刈取部 4 の側面図で、刈取フレーム 5 の後側面の前面視で隠れた位置でオーガ 10 の駆動軸よりも高く搬送装置 11 の側部に刈取駆動モータ 70 を取り付けている。刈取駆動モータ 70 のギヤケース 71 には刈刃駆動軸 72 と掻込駆動軸 78 を設け、刈刃駆動軸 72 で刈刃 9 に伝動し、掻込駆動軸 78 からオーガ 10 の駆動軸に駆動スプロケット 73 と従動スプロケット 74 にチェーン 75 で伝動し、従動スプロケット 74 から駆動スプロケット 25 の従動スプロケット 76 にチェーン 77 で伝動し、掻込リール 8 を駆動している。

40

【0026】

刈取駆動モータ 70 は可変速のモータで走行装置 2 の走行速度に対応して変速し、また、トルクリミッタで詰りが発生して負荷が増大すると駆動を停止する。

【0027】

このように、刈取駆動モータ 70 を刈取フレーム 5 に取り付け、刈刃 9 とオーガ 10 の駆動機構を設けていることで、刈取フレーム 5 を取外して行うメンテナンス作業が容易に

50

なる。

【 0 0 2 8 】

図示を省略するが、エンジンの出力軸に固着の駆動プーリと走行装置 2 への中継軸に固着の従動プーリにベルト伝動を行っているが、このベルト伝動のテンションプーリに排風ファンを取り付け、排風ファンの風がエンジンを冷却し操縦席に涼風を流すようにしている。テンションプーリの可動範囲をストッパで規制して伝動ベルトが破断してもテンションプーリが周囲の構成部材に当たることが無いようにしている。

【 0 0 2 9 】

次に実施例の使用状態を述べる。

【 0 0 3 0 】

走行装置 2 により機体を走行させると、圃場の穀稈を回転する掻込リール 8 のリールタイヤ 2 0 により掻込み、穀稈の株元を分草体 7 により分草し、分草された穀稈は、刈刃 9 により刈取られ、刈取られた穀稈はオーガ 1 0 で集められ、搬送装置 1 1 により脱穀装置 3 の脱穀室に供給され、脱穀される。しかして、圃場の穀稈の状態によって、前記掻込リール 8 の作用効率を良くするため、前記掻込リール 8 の刈取フレーム 5 に対する前後位置を調節させる。

【 0 0 3 1 】

この場合、掻込リール 8 の横回転中心軸 1 6 の左右両側はリール取付部材 2 2 に軸止し、リール取付部材 2 2 は左右一対の取付アーム 2 3 の先側に前後移動自在に取付け、左右のリール取付部材 2 2 の夫々にはロッド 2 8 の先端を取付け、ロッド 2 8 の基部はクランクアーム 2 9 の先端を取付け、左右のクランクアーム 2 9 の上端は左右方向の連結杆 3 0 で連結し、クランクアーム 2 9 には前後位置調節用シリンダ 3 1 のロッドを取付けているから、前後位置調節用シリンダ 3 1 のロッドを伸縮させると、クランクアーム 2 9 とロッド 2 8 により前後位置調節用シリンダ 3 1 の伸縮方向を前後方向に変換してリール取付部材 2 2 を前後に移動させて、掻込リール 8 の位置を調節する。

【 0 0 3 2 】

この場合、前後位置調節用シリンダ 3 1 は、クランクアーム 2 9 のうち受動スプロケット 2 4 を設けた側のクランクアーム 2 9 に設けているから、掻込リール 8 の移動は円滑・確実に行われる。即ち、受動スプロケット 2 4 を設けた側のリール取付部材 2 2 は、伝動チェーン 2 6 の回転、テンション歯車 2 7 による張力等の力が作用しているため、受動スプロケット 2 4 を設けていない側のリール取付部材 2 2 に比し、前後移動に大なる力を要するから、例え、移動させるのに十分な力を有する前後位置調節用シリンダ 3 1 でも受動スプロケット 2 4 を設けていない側に設けると、こじれて円滑に移動しないことがあるが、受動スプロケット 2 4 を設けた側の取付アーム 2 3 に前後位置調節用シリンダ 3 1 を設けることにより、一個の前後位置調節用シリンダ 3 1 でも、掻込リール 8 の移動を円滑・確実にする。

【 0 0 3 3 】

換言すると、移動抵抗の大なる受動スプロケット 2 4 を設けた側のリール取付部材 2 2 を移動させれば、受動スプロケット 2 4 を設けていない側のリール取付部材 2 2 は確実に移動するが、この反対では、こじれるのである。しかして、前記刈取フレーム 5 の左右両側板 3 4 の何れか一方には作業灯 3 5 を、前方位置と前記刈取フレーム 5 の左右中央側に向いた側方位置とに角度調節自在または位置切替え自在に取付けているから、刈取フレーム 5 の左右中央側に向けると、刈取作業を容易にし、前方位置にすると、路上走行中、刈取部 4 を上動させていても十分に前方を照らす。

【 符号の説明 】

【 0 0 3 4 】

- 1 機体フレーム
- 4 刈取部
- 7 分草体
- 8 掻込リール

10

20

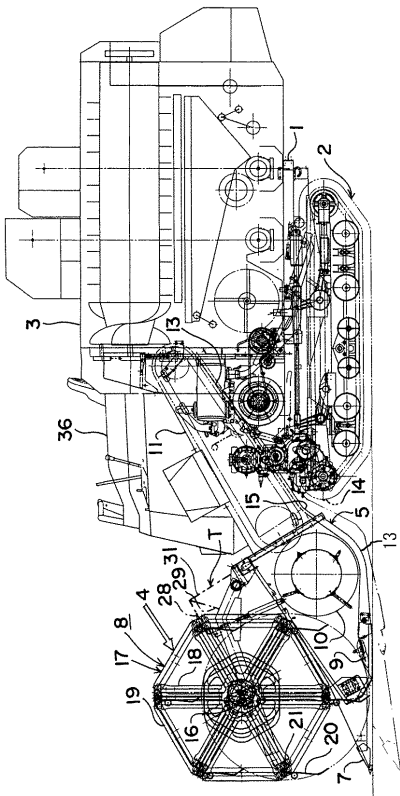
30

40

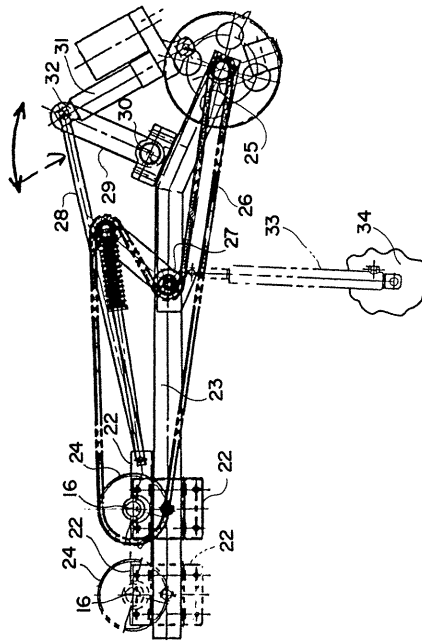
50

- 20 リールタイン
- 60 分草位置表示杆
- 61 分草杆

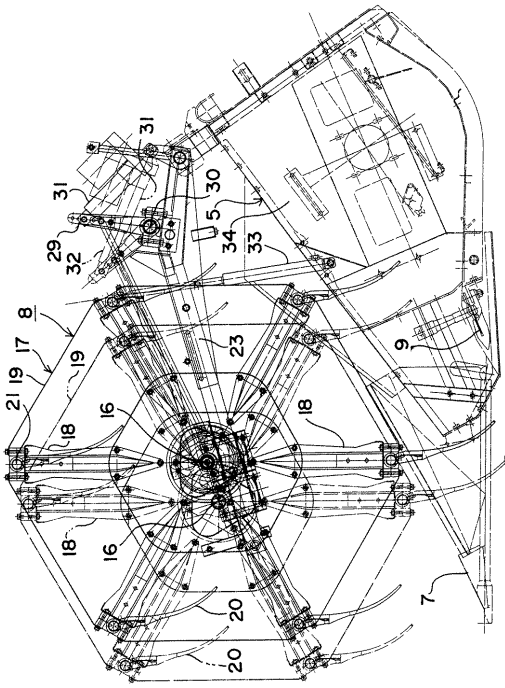
【図1】



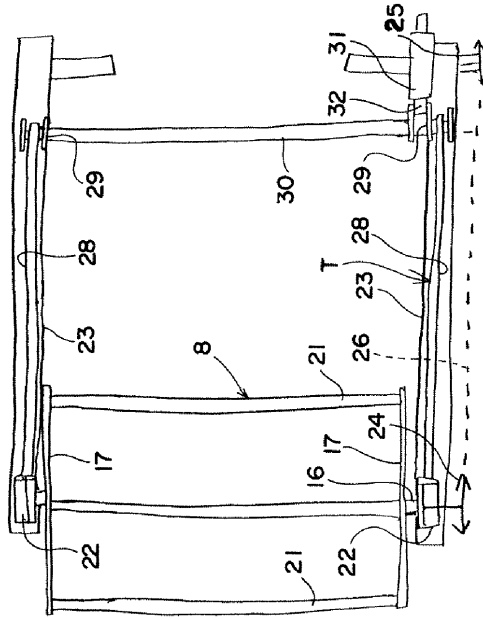
【図2】



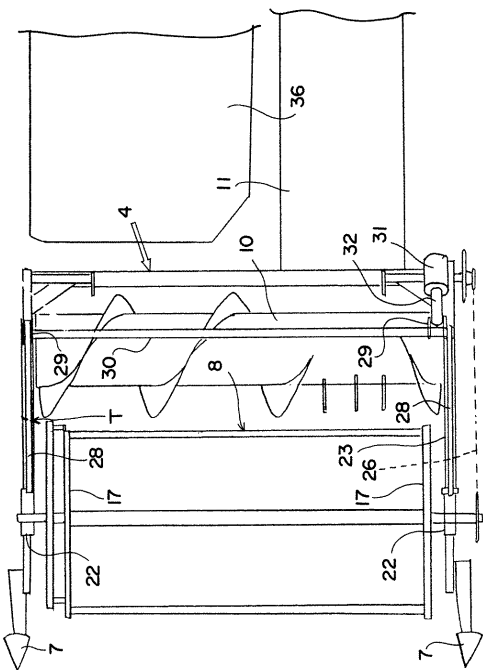
【 図 3 】



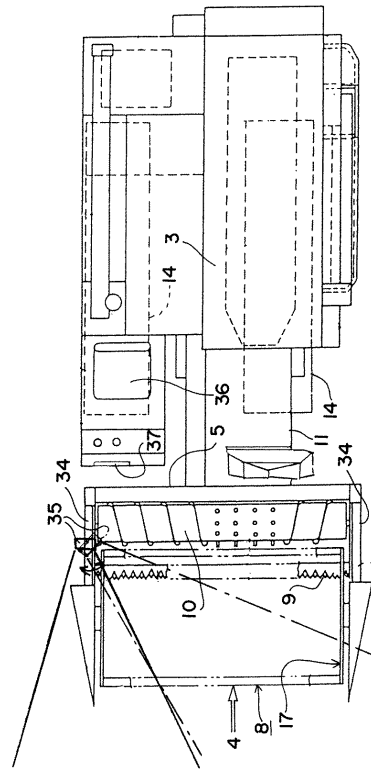
【 図 4 】



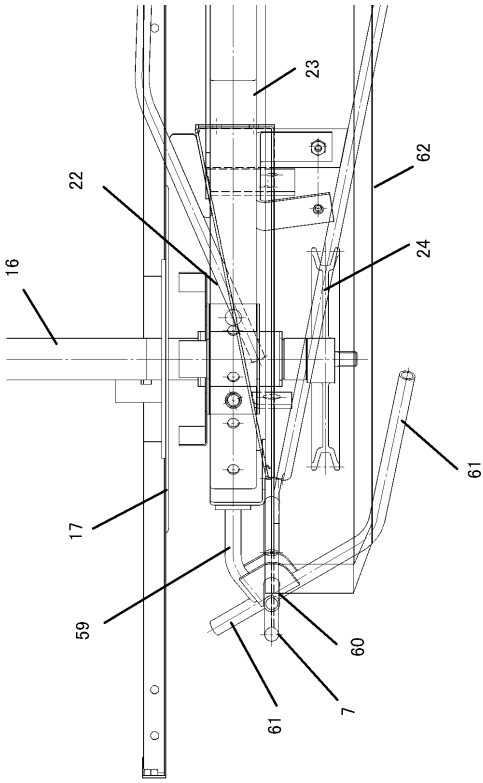
【 図 5 】



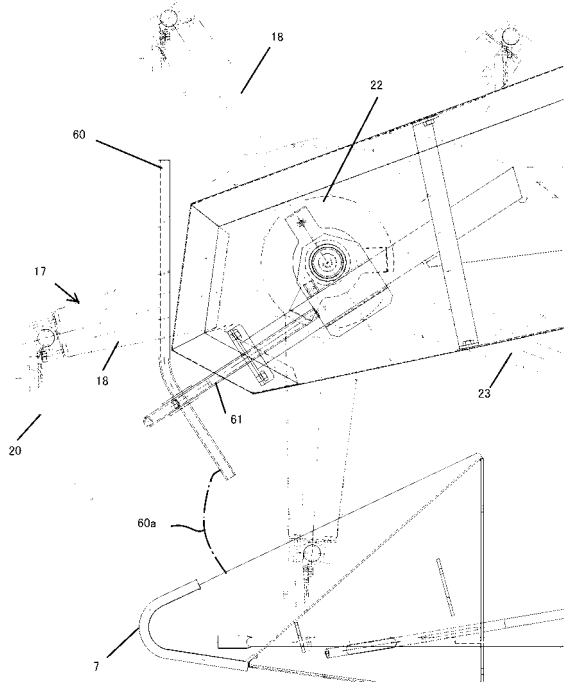
【 図 6 】



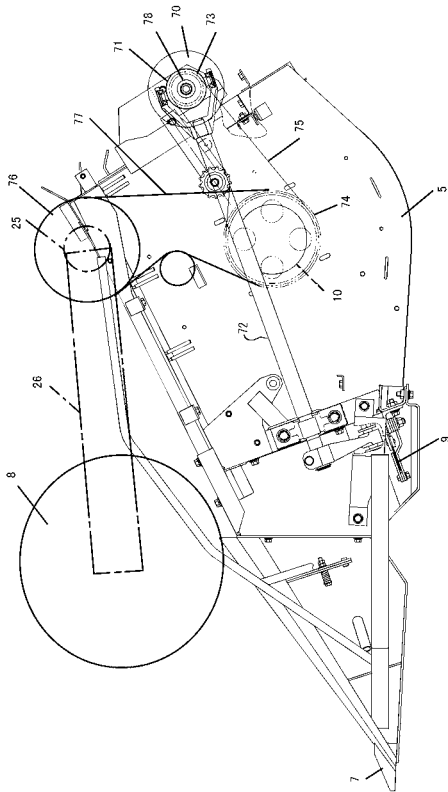
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



フロントページの続き

- (72)発明者 石賀 和平
愛媛県伊予郡砥部町八倉1番地 井関農機株式会社 技術部内
- (72)発明者 南 智弘
愛媛県伊予郡砥部町八倉1番地 井関農機株式会社 技術部内
- (72)発明者 飯泉 清
愛媛県伊予郡砥部町八倉1番地 井関農機株式会社 技術部内
- (72)発明者 古川 博司
愛媛県伊予郡砥部町八倉1番地 井関農機株式会社 技術部内
- (72)発明者 石川 道男
愛媛県伊予郡砥部町八倉1番地 井関農機株式会社 技術部内

Fターム(参考) 2B081 AA03 BB23 BB25 BB30 CC11 CC60 DB02 DB04 DB11 DB20
FA01 FA02 FA20